

平成31年泉北環境整備施設組合議会

第1回定例会 会議録

平成31年2月7日（木）

平成31年3月1日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 平成31年2月7日(木)午前10時、泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	二瓶	貴博	君	2番	明石	宏隆	君
3番	森	博英	君	4番	寺島	誠	君
5番	佐藤	一夫	君	6番	井阪	正信	君
7番	野田	悦子	君	8番	溝口	浩	君
9番	堀口	陽一	君	10番	中谷	昭	君
11番	山本	秀明	君	12番	森	久往	君
13番	浜田	千秋	君	14番	服部	敏男	君
15番	辻本	孔久	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	南出	賢一	事 務 局 長	逢野	典夫
事 務 局 次 長	野本	順一	事 務 局 次 長	炭谷	力
会 計 管 理 者	池治	久美子	総 務 部 長	池尾	秀樹
環 境 部 長	飯坂	孝生	総 務 部 理 事	土本	英也
総 務 部 次 長 兼 監 査 事 務 局	西井	英明	総 務 部 総 務 課 長	月下	浩一
総 務 部 総 務 人 事 課 長	坂上	晃	総 務 部 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	大西	英明
環 境 部 次 長	堀場	壽	環 境 部 次 長	西田	尚史

環境部次長	虎間 麻実	環境部 環境事業課長	渡邊 一午
環境部 資源循環型社会推進課長	村上 則次	環境部 泉北クリーンセンター所長	石川 晋一
環境部 環境事業課参事	岩田 和良		

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 総務課長代理	山内 良二	総務部 総務人事課長代理	奥田 大輝
---------------	-------	-----------------	-------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 4 | 監査報告第 1 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成30年11月分) |
| 日程第 5 | 監査報告第 2 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成30年12月分) |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 平成30年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第 4
号）について |
| 日程第 8 | | 組合運営方針 |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 平成31年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について |

(午前10時0分開会)

○議長（堀口陽一君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました平成31年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会にご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、平成31年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） おはようございます。管理者の阪口でございます。

議長さんのお許しを得まして、平成31年本組合議会第1回定例会の開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員皆様方におかれましては、組合市の議会、委員会等を目前に控えまして何かとご多忙な中、本定例会に参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は本組合運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、監査委員の任期満了に伴う後任者の選任の件、職員の給与に関する条例改正の件、平成30年度補正予算の件並びに平成31年度当初予算の4件でございます。上程の際、詳しくご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、いずれもご可決賜りますようお願いを申し上げます。

あわせまして、平成31年度の本組合運営方針につきましても、私のほうから申し上げさせていただきたいと存じます。議員皆様方のご理解、ご協力を賜りまして、今後ともよろしくごお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

○議長（堀口陽一君） 管理者の挨拶が終わりました。

本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により、順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

○議長（堀口陽一君） それでは、**日程第1、会議録署名議員の指名について**であります。本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

4番 寺島誠議員、6番 井阪正信議員のご両名にお願いをいたします。

○議長（堀口陽一君） 次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期につきましては、本日1日と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

○議長（堀口陽一君） **日程第3、議案第1号、監査委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして、管理者に説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 議案第1号、監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

本組合代表監査委員を務めていただいております北山保氏におかれましては、長年にわたりご尽力をいただいておりますが、本年7月9日をもって任期満了を迎えられます。その後任といたしまして、このたび上田耕治氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項並びに本組合同規約第12条第2項の規定に基づきまして、議会のご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げた次第でございます。

なお、任期につきましては、本年、2019年7月10日から2023年7月9日までの4年間でございます。

上田耕治氏の経歴につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、すぐれた識見と豊かな経験をお持ちの方でございまして、本組合監査委員として最適任者であると確信をいたしておる次第でございます。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀口陽一君） 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号、監査委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（堀口陽一君） 次に、**日程第4、監査報告第1号及び日程第5、監査報告第2号の例月現金出納検査の結果報告**については、議会運営委員会の決定により、一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2、第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（堀口陽一君） 次に、**日程第6、議案第2号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第2号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び組合市の状況を踏まえ、本組合の職員、本組合特別職の職員及び本組合の議会議員に支給する給与等に所要の措置を講ずる必要があり、本組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

なお、今年度の人事院勧告につきましては、民間との給与格差に基づき、給料表の水準及び勤勉手当を引き上げるものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

第1条関係は、本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第34条第2項第1号では、再任用職員以外の職員の12月支給分の勤勉手当の支給率を100分の5引き上げ、100分の95とするものでございます。

また、同項第2号では、再任用職員の12月支給分の勤勉手当の支給率を100分の5引き上げ、100分の47.5とするものでございます。

次の第6条関係の給料表につきましては、人事院勧告に準じ、ページが少し前後いたしますが、6ページに記載しております別記の給料表のとおり平均0.2%引き上げ、これらの改正は平成30年4月1日から適用とするものでございます。

議案書の11ページ、下段からの第2条関係は、平成31年4月1日から施行する本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、12ページをお願いいたします。第33条第2項では、期末手当の支給率について、再任用職員以外の職員の6月の支給率100分の122.5、12月の支給率100分の137.5を一律の100分の130に、同条第3項では、再任用職員の6月支給率100分の65、12月支給率100分の80を一律の100分の72.5に改めるものでございます。

次に、第34条第2項第1号は、勤勉手当の支給率について、再任用職員以外の職員の6月支給率100分の90、12月支給率100分の95を一律の100分の92.5に、同項第2号では、再任用職員の6月支給率100分の42.5、12月支給率100分の47.5を一律の100分の45に改めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

次に、第3条関係につきましては、平成30年12月1日から適用する本組合特別職の職員の給与に関する条例及び本組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、特別職の職員及び組合議員の期末手当の12月支給率を100分の5引き上げ、100分の232.5にそれぞれ改めるものでございます。

14ページをお願いいたします。

次の第4条関係は、第3条で改正いたしました特別職の職員及び組合議員の期末手当に関する規定でございまして、6月の支給率100分の212.5、12月の支給率100分の232.5を一律の100分の222.5にそれぞれ改めるもので、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上が泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（堀口陽一君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案どおり可決いたしました。

○議長(堀口陽一君) 次に、**日程第7、議案第3号、平成30年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長(池尾秀樹君) 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第3号、平成30年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

本件は、本組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定に伴い、歳入歳出予算の補正を行うものでございます。歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,187万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

恐れ入ります、26・27ページをお願いいたします。

3、歳出、第1款議会費、第1項議会費につきましては、職員手当等で1万8,000円を追加し、第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、給料、職員手当等共済費で51万円を追加し、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費におきましては、給料、職員手当等共済費で88万2,000円を追加するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

2、歳入、第4款諸収入、第2項雑入につきましては、アルミ缶プレスの売却において増収が見込まれることから、141万円を追加するものでございます。

なお、条例改正による影響額は約197万円となりますが、時間外勤務手当等の減等により増減調整を行うものでございます。

以上が平成30年度本組合一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（堀口陽一君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号、平成30年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決いたしました。

○議長（堀口陽一君） 次に、**日程第8、組合運営方針及び日程第9、平成31年度泉北環境整備施設組合一般会計予算**については、議会運営委員会の決定により、一括議題といたします。

まず、管理者より、平成31年度の組合運営方針をお受けいたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 平成31年度組合予算案のご審議に関しまして、泉北環境整備施設組合管理者としての組合運営方針を申し述べ、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年12月、ポーランドで開かれました国連気候変動枠組条約第24回締約国会議——COP24は、2020年以降の地球温暖化対策の国際枠組みとなるパリ協定の実施指針を選択し、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2度未満に抑えるべく、予定どおり2020年から本格実施することとなりました。今後は、日本も含め先進国と途上国が協調した温室効果ガス削減に向けた取り組みが求められているところでございます。

また、2030年までの目標として掲げましたSDGs、持続可能な開発目標について各国が取り組む中、昨今、プラスチックごみが紫外線により劣化し、細かく砕けたマイクロプラスチックが海の生態系に影響を及ぼすと心配されており、プラスチックごみの発生抑制や再利

用の取り組みが求められております。世界的な地球温暖化やプラスチックごみの深刻化が懸念される中、本組合としてもさらなるごみの減量及び4R、リフューズ、発生回避、リデュース、発生抑制、リユース、繰り返し使う、リサイクル、再資源化を推進し、低炭素社会、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを組合市の協力を得ながら積極的に推進してまいりたいと考えています。

本組合のごみ処理事業においては、これまで事業系ごみの有料化や組合市における可燃ごみの有料化など、ごみの削減に取り組んだ結果、焼却量は平成9年度の12万5,000トンを一括に、平成29年度には約8万3,000トンとなり、約33%の減量を達成しております。

また、資源ごみの有効利用を進めるため、平成28年4月から資源化センター、エコトピア泉北の供用を開始し、従来の缶、びん、ペットボトル等に加え、新たに容器包装プラスチックの処理を行うことにより、平成29年度の資源ごみの搬入量は、平成27年度と比べ約960トンふえ、逆に可燃ごみの搬入量は約5,300トン減少し、可燃ごみの大幅な減量が図られたところでございます。これらは、議員各位はもちろん、市民の皆様方のご理解とご協力の賜物と、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さらに、これまで資源ごみを選別した後に残るガラス、びん屑、せともの等の瓦礫は、リサイクルすることが困難であったため、最終処分場にて埋立処分をいたしておりましたが、これを粉碎・研磨することにより再生材として活用できるようになったことから、平成29年度から選別瓦礫再商品化業務委託を実施することで、最終処分場で処分料の経費を約300万円削減するとともに、最終処分場の埋立量につきましても、平成29年度以降、毎年、約1,400トンの削減、全体の約11.5%を図ることができました。

一方、財政面を見ても、組合市における少子高齢化の加速などにより、社会保障関連経費がふえる中、市税収入は伸び悩み、依然として厳しい財政運営を余儀なくされているのが現状です。

本組合におきましても、最少の経費で最大の効果をとという基本的な考え方にに基づき、引き続き行政コストの削減に取り組むとともに、よりスリムで効率的な組織体制の構築に取り組んでいく所存でございます。

さて、本組合の施設は、し尿処理施設、ごみ処理施設1・2号ともに老朽化が進み、今後の施設のあり方、事業のあり方について考えていく必要がございます。し尿処理施設につきましては、更新から32年が経過し、機器の老朽化がより著しく、現在は損傷した機器の回収等により、施設の延命化やコストの削減を行いながら、当面は定期整備工事を実施して、適

切な環境対策を講じてまいります。

また、将来に向けた取り組みとして、更なる広域化や公共下水道処理も視野に入れながら、より効率的で効果的な対応について調査・研究を進め、今後、基本的な方針をまとめてまいります。

ごみ処理施設1・2号炉につきましても、稼働から16年が経過しており、当面は日常の適正な運転管理と整備計画に基づく適切な定期点検整備、基幹的設備の更新等の整備を実施し、施設の維持管理を行ってまいります。将来に向けた焼却施設のあり方について、交付金対象となる事業を見極めながら、大規模改修工事や立替え、ごみ処理の広域化等あらゆることを視野に入れ、今後も引き続き調査・研究を進めてまいります。

以上の基本的な考え方を念頭に、平成31年度予算案を編成いたしました。

平成31年度予算案につきましてご説明を申し上げます。

平成31年度予算は、一般会計30億8,880万1,000円となっており、これを前年度と比較いたしますと9,137万6,000円の増となったものであります。

概要についてご説明を申し上げます。

人件費につきましては、平成31年度の職員数が前年度より4名減の43名となり、平成19年度には人件費総額で約12億円あったものが、平成31年度では約4億5,000万円となったものでございます。これは、ごみ処理施設運転管理業務の委託化など、組織の再構築及びアウトソーシングをこれまで着実に進めてきたことによるものでございます。

今後とも、スリムで効率的な組織づくりに積極的に取り組むとともに、企画・立案、総合調整等を行い、組合市と密接に連携を図りながら、市民への広報活動など環境施策をリードしてまいります。し尿処理費につきましては、し尿処理施設運営維持管理業務委託において、引き続き業務の効率化と経費の削減を図りながら適切な運転管理に努めるとともに、各種設備の点検保守業務により、主要設備の安定した運転及び適正処理を確保しながら機器の延命化を図るため、各種の整備工事を行ってまいります。

ごみ処理費につきましては、泉北クリーンセンターの焼却炉をはじめ、主要設備の安定した運転及び適正処理を確保するとともに施設の延命化を図るため、各種整備工事を行ってまいります。

また、ごみ処理施設運転管理業務においても、引き続き業務の効率化を図りながら、各種設備の点検保守業務により適切な運転管理に努めるとともに、火災事故等の危機管理にも十分留意しながら、安全・安定・安心な運営に努めてまいります。

資源化センターについては、年々増加する資源ごみの円滑な受け入れと安定した処理能力を確保するため、コンベア関係及び圧縮梱包機の整備工事を実施してまいります。

また、昭和47年から昭和52年まで、焼却灰の埋立処分を行いました黒石最終処分場の事業終焉に向け、同地域の環境整備の一環として、雨水排水管の布設工事を平成31年度から3年計画で行ってまいります。平成30年度から一般会計に一本化した廃棄物発電事業につきましては、泉北クリーンセンターにおいてごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収・利用することにより、年間5,000万キロワット近くの電力をつくり出すことができることから、資源化施設や焼却施設内の電力供給はもとより、余剰電力を電力会社に売却するサーマルリサイクルに引き続き取り組んでまいります。

なお、国の実態調査では、ごみ1トン当たりの発電量におきまして、過去3年連続で全国1位となるなど常に上位に位置し、効率的な発電により財政面においても大きな経済効果をあげています。今後も、効率的で安定した運転を行うことで収益性を高めつつ、引き続き地球温暖化防止に寄与していく所存でございます。

啓発事業については、これまで泉北環境クリーンフェスティバルや、組合市の協力をいただきながらの環境シンポジウムの開催、粗大ごみの中から再使用可能なものを市民の皆様は無償で提供するリユース事業、子ども服等無料提供会、おゆずりバザールを実施し、市民の皆様にも大変好評をいただいております。また組合広報紙、泉北クリーンセンターだよりの発行や、ホームページを利用してごみの減量や4R推進の啓発に積極的に努めてまいりました。

今後も、より一層広くPRを図るべく、引き続き組合市と連携しながら積極的に啓発事業に取り組んでまいりたいと思っております。

王子川都市下水路に係る下水道費につきましては、下水道法施行令第18条の規定に基づき、暗渠部、開渠部のしゅんせつ工事を実施し、周辺住民への臭気防止、市街地への浸水防除など、引き続き都市下水路の適切な維持管理に努めてまいります。

公債費につきましては、ごみ処理事業債において、平成28年度に供用開始した資源化センター建設に係る元金償還が開始したことから、前年度比1,064万3,000円の増となったものの、公共下水道事業債の償還完了等により、全体で87万6,000円の減額となったものでございます。

次に、歳入予算の組合市分担金につきましてご説明申し上げます。

平成31年度予算の組合市分担金は、前年度比約8.5%減、1億7,934万9,000円減額の19億

2,811万1,000円となっております。これは職員数の減による人件費削減のほか、し尿処理施設の忠岡町との広域化や、ごみ処理施設における効率的な運転により、経費を削減できたことが大きな要因でございます。

以上が平成31年度本組合予算案と主要事業の概要でございます。

結びに、現在の私ども泉北環境整備施設組合には、施設の老朽化による更新や広域行政の推進、更なるごみの減量など、大変重要な課題が山積いたしております。これらの課題を一つひとつ的確に把握し、地域の環境整備を担う基幹施設としての役割を十分認識しながら、さらなるごみの減量と4Rの推進を基本理念といたしまして、循環型社会の形成に貢献できるよう取り組んでまいります。

あわせて、組合市の厳しい財政状況を鑑み、今後とも最少の経費で最大の効果を上げられるよう、常に行政コストの削減に留意しながら、より効率的、効果的な組織体制を構築し、組合市としっかり連携を図りながら適切に事務を執行していく所存でございます。

今後とも、正副管理者と職員一同が一丸となって組合運営に取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀口陽一君） 管理者の組合運営方針が終わりました。

引き続き、**日程第9、平成31年度泉北環境整備施設組合一般会計予算**について説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第4号、平成31年度泉北環境整備施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億8,880万1,000円と定めるものでございます。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、黒石最終処分場排水管布設工事事業の継続費でございまして、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるものでございます。

第3条は地方債でございまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法

は、第3表地方債によるものでございます。

第4条では、一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、歳出よりご説明申し上げます。

12・13ページをお願いいたします。

3、歳出、第1款議会費、第1項議会費につきましては、議員報酬及び議会に要する経費といたしまして678万4,000円を計上しております。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、総務管理に要する経費といたしまして1億9,486万円を計上しております。主な内訳といたしまして、委員報酬、特別職3人、一般職20人の給与、共済費の人件費で1億7,796万3,000円を計上しております。委託料では、職員健康診断、顧問弁護士委託、組合例規集データベース更新等で492万5,000円を計上しております。使用料及び賃借料につきましては、電算機借上料、公会計システム借上料等で916万8,000円を計上しております。

14・15ページをお願いいたします。

次に、第2目監査委員費につきましては、委員報酬、旅費等で51万6,000円を、第3目公平委員会費では、委員報酬で6万6,000円を計上しております。

次の第3款、し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、し尿処理に要する経費といたしまして2億7,155万9,000円を計上しております。主な内訳といたしまして、し尿処理場の管理運営に携わる一般職2人の給料、共済費の人件費で1,866万9,000円を計上しております。需用費につきましては、処理運営のための処理薬品費等消耗品費、光熱水費等で6,984万3,000円を計上しております。委託料につきましては、し尿処理施設運営維持管理業務、汚泥運搬処分業務、水処理用活性炭再生処理業務等で1億1,126万円を計上し、16・17ページに参ります。工事請負費では、施設の延命対策と効率的な維持管理を図るため、し尿処理施設、汚泥脱水機など、各設備機器類の整備工事等で7,038万円を計上しております。

次の第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、ごみ処理に要する経費といたしまして19億947万4,000円を計上しております。主な内訳といたしまして、泉北クリーンセンターの管理運営に携わります一般職20人、再任用職員の給与、共済費の人件費で2億3,918万円を計上しております。需用費では、処理運営のための処理薬品費、指定ごみ袋作成等の消耗品費及び光熱水費等で2億8,935万7,000円を計上しております。役務費につきましては、指定ごみ袋交付手数料等で2,358万6,000円を計上し、18・19ページでございます。委託料につきましては、ごみ処理施設運転管理業務、大阪湾広域廃棄物埋立処分場焼却灰処

分業務、資源化センター運営維持管理業務、各設備機器の保守点検業務等に加え、平成29・30年度で実施設計業務を行い、今年度より3カ年計画で施工する黒石最終処分場排水管布設工事の施工管理業務で6億5,154万円を計上しております。工事請負費につきましては、処理能力の保持及び安定運転を図るため、1・2号炉整備工事、粗大ごみ処理施設整備工事等の各設備機器の整備工事に加えまして、委託料でご説明申し上げました黒石最終処分場排水管布設工事を実施いたしたく、6億9,073万円を計上しております。

20・21ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事負担金等で844万2,000円を計上しております。

第5款下水道費、第1項都市下水路費1,772万1,000円の内訳につきましては、一般職1人の給与及び共済費の人件費で811万2,000円、委託料で王子川側道清掃業務で25万1,000円、工事請負費では周辺住民の臭気対策及び流水確保をするための維持管理工事費として909万円を計上しております。第2項下水道費につきましては、広域下水汚泥処理施設の建設に係る公債費でありまして、南大阪湾岸流域汚泥処理承継委託料で438万1,000円を計上しております。

次の第6款公債費、第1項公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに公共下水道事業債等の償還金で、元金利子合わせまして6億8,039万円を計上しております。

22・23ページでございます。

第7款諸支出金、第1項諸費につきましては、ごみ処分手数料の過誤納還付金といたしまして5万円を、第8款予備費、第1項予備費につきましては、前年度と同額の300万円を計上しております。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります、8ページ・9ページをお願いいたします。

2、歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては19億2,811万1,000円で、各経費を本組合同規約に基づき組合市にご負担いただくもので、内訳といたしまして、泉大津市4億5,854万6,000円、和泉市8億2,799万2,000円、高石市6億4,157万3,000円となっております。第2項負担金につきましては2,702万円を計上しており、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥の処理事務委託による負担金でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、駐車場等の行政財産使用

料で296万3,000円を、第2項手数料は、ごみ処分手数料として4億1,698万円を計上しております。

10ページ・11ページをお願いいたします。

第3款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして100万円を計上しております。

次に、第4款諸収入、第1項組合預金利子につきましては5,000円を、第2項雑入につきましては、廃棄物発電収入、ごみ再資源化による有価物売却代等で4億5,272万2,000円を計上しております。

次の第5款組合債、第1項組合債につきましては、黒石最終処分場排水管布設工事等に対する起債で、2億6,000万円を計上しております。

以上が歳入予算の概要でございます。

続きまして、第2表、第3表のご説明を申し上げます。

恐れ入ります、4ページをお願いします。

第2表継続費でございますが、黒石最終処分場排水管布設工事施工管理業務委託料の総額を4,466万円とし、3年間の年割額を本表のとおりと定め、また、黒石最終処分場排水管布設工事の総額を7億9,029万5,000円とし、3年間の年割額を本表のとおりと定めるものでございます。

次に、第3表地方債でございますが、起債の目的、限度額、方法、利率等につきまして、本表のとおり定めるものでございます。

以上が平成31年度本組合一般会計予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（堀口陽一君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

山本議員。

○11番（山本秀明君） すみません、11番、山本です。

ページ数と件数とを先に言ったらよろしいですか、議長。すみません。ページ数は13ページ、顧問弁護士委託料について。それと最終ページ、30ページに地方債の残高が載っておりますので、これに関連して2点お聞きしていきたいと思っております。1点ずつやらせていただいでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、まず初めに、顧問弁護士委託料といたしまして104万7,000円の計上があるんで

すけれども、この弁護士料、これの必要性について、まずお答えいただけますでしょうか。

○議長（堀口陽一君） 坂上総務人事課長。

○総務部総務人事課長（坂上 晃君） 総務人事課長の坂上でございます。

顧問弁護士の必要性につきましては、顧問弁護については、過去より焼却炉の建設、地域との協議、土地の境界問題、黒石の最終処分場の地元との協議・協定等ご相談をいただいております。よって必要なものだと考えております。

以上です。

○議長（堀口陽一君） 山本議員。

○11番（山本秀明君） ありがとうございます。いろいろな法的事案に対する相談ということで、必要性については一定理解いたします。

そしたら、引き続いてお答えいただきたいんですけれども、直近2年間のその相談回数について、どのようになっているのかお示いただけますでしょうか。

○議長（堀口陽一君） 坂上総務人事課長。

○総務部総務人事課長（坂上 晃君） 総務人事課長の坂上でございます。

相談回数ですが、平成29年度が訪問で5回、メールが7回、平成30年度につきましては訪問が1回、メールが3回です。

なお、確認できている電話による相談につきましては、両年度ともに十数回となります。

以上でございます。

○議長（堀口陽一君） 山本議員。

○11番（山本秀明君） ありがとうございます。お示しいただきました。それで、直近2年ということでお示しいただいたんですけれども、直近の30年度、今年度におきましては訪問が1回、メールが3回ということのいわゆる相談件数。それに対しての対価ということになってきているんですけれども、ただ、この金額、適正かどうかということなんですけれども、当然、各自治体、我々母市におきましても、弁護士委託という形で委託契約をしております。大阪府下の自治体のその委託の金額、調べたんですけれども、これはいろいろ、さまざまなんです。

そこで、1点、ご提案というんですか、ご検討いただきたいというのは、例えば小さい、人口規模によっても金額違うんですけれども、小さい自治体であるならば、金額的には本組合のこの委託料よりも低い金額で契約されております。そしてまた本組合においては、いわゆる各3市の母市があるわけでありまして、その3市それぞれ弁護士さんの相談については

顧問契約を結んでいるという中で、例えば、いわゆるこの相談事項を、その母市の弁護士さんにご相談とかいうようなことで、そうなってくれば当然金額とかも変わってくるかもしれないんですけども、コストの比較からすれば、低くなるのであればそういうことの検討でありますとか、また金額面についても、今年度の相談件数から見てもそんなに多くはないというふうに思っておりますので、引き続き顧問弁護士独自でやるといたしましても、その委託料についてのいわゆる再検討ということを検討すべきできないかなというふうに思っているんですけども、その辺についての本組合のご見解をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（堀口陽一君） 坂上総務人事課長。

○総務部総務人事課長（坂上 晃君） 総務人事課長の坂上でございます。

現在、各種協定や契約など、必要に応じ法的な取り扱い判断していただいております。顧問弁護士については、随時ご相談申し上げ、ご意見賜っております。よって、顧問料については必要な額と考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀口陽一君） 山本議員。

○11番（山本秀明君） 今お示ししていただいた、いわゆるこの件については適正額だということと言い切られているんですけども、そしたらこの金額になっていることについての根拠というのか、それをお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（堀口陽一君） 炭谷局次長。

○事務局次長（炭谷 力君） 局次長の炭谷でございます。

この弁護士報酬につきましては、本法律事務所とは昭和54年から契約を結んでおまして、その当時から日弁連の日本弁護士協会の基準額をもとに契約しておまして、平成元年度から8万円で契約しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀口陽一君） 山本議員。

○11番（山本秀明君） すみません、日弁連の基準額8万円ということで、それがどうなのかは、正しいのかどうか、私には今ちょっと確認はできないんですけども、ただ、各自治体の顧問料の契約という資料、僕、母市から取り寄せているんですけども、例えば泉大津市さんについては、2つの法律事務所に契約しているんですけども、月額5万4,000円という形でご契約されている。ですので年額になってきたら64万8,000円ということになって

きております。これが規定があるというのであるならば、非常に規定から外れた契約ということになっているんですけれども、その辺ご説明いただけますでしょうか。

○議長（堀口陽一君） 炭谷局次長。

○事務局次長（炭谷 力君） この基準額については、平成元年度からこの8万円で継続されているわけですが、平成16年度からこの基準というのは撤廃されたということで、一応各団体で自由に契約するような方向に進んでいることになっていると聞いておりますが、本組合としては、過去から建替え時の諸問題等々ありますので、この金額については適正な価格と考えているものでございます。

○議長（堀口陽一君） 休憩いたします。

（午前10時48分休憩）

（午後0時0分再開）

○議長（堀口陽一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議事が進行いたしませんので、会期の変更をいたしたいと思えます。

会期の決定については、本日1日となっておりますが、本年3月31日までの53日間と定めますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、これをもって延会いたします。

（午後0時0分延会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 堀 口 陽 一

同 署 名 議 員 寺 島 誠

同 署 名 議 員 井 阪 正 信

1 平成31年3月1日（金）午後2時30分、泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	二瓶	貴博	君	2番	明石	宏隆	君
3番	森	博英	君	4番	寺島	誠	君
5番	佐藤	一夫	君	6番	井阪	正信	君
7番	野田	悦子	君	8番	溝口	浩	君
9番	堀口	陽一	君	10番	中谷	昭	君
11番	山本	秀明	君	12番	森	久往	君
13番	浜田	千秋	君	14番	服部	敏男	君
15番	辻本	孔久	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	南出	賢一	事 務 局 長	逢野	典夫
事 務 局 次 長	野本	順一	事 務 局 次 長	炭谷	力
会 計 管 理 者	池治	久美子	総 務 部 長	池尾	秀樹
環 境 部 長	飯坂	孝生	総 務 部 理 事	土本	英也
総 務 部 次 長 兼 監 査 事 務 局	西井	英明	総 務 部 総 務 課 長	月下	浩一
総 務 部 総 務 人 事 課 長	坂上	晃	総 務 部 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	大西	英明
環 境 部 次 長	堀場	壽	環 境 部 次 長	虎間	麻実

環境部
環境事業課長 渡邊 一午

環境部
資源循環型社会推進課長 村上 則次

環境部
環境事業課参事 岩田 和良

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部
総務課長代理 山内 良二

総務部
総務人事課長代理 奥田 大輝

1 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 組合運営方針

日程第 3 議案第 4号 平成31年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について

(午後 2 時29分開会)

○議長（堀口陽一君） 議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、平成31年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会第2日目を開会いたします。

本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により、順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

○議長（堀口陽一君） **日程第1、会議録署名議員の指名について**であります。本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

8番 溝口浩議員、15番 辻本孔久議員のご両名をお願いいたします。

○議長（堀口陽一君） 次に、**日程第2、組合運営方針及び日程第3、平成31年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について**を、前回に引き続き一括議題といたします。

第1日目の山本議員からの質疑に対して、改めて理事者側から答弁の申し出があります。これを許可いたします。

逢野局長。

○事務局長（逢野典夫君） 事務局長の逢野でございます。

議員各位におかれましては、母市の議会中にもかかわらず本組合に参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは答弁に入らせていただきます。

去る2月7日に山本議員よりご質問のございました顧問弁護士委託料につきまして、改めてご答弁いたします。

顧問弁護士につきましては、これまでごみの焼却炉建設及び地域住民の調整、土地の境界問題、さらには現在、黒石町の最終処分場における住民との協議、また協定にご尽力いただいているところでございます。また、今後におきましても、大規模改修あるいは焼却炉の建てかえ等、大きな事業が控えております。その中でもこれまで長年本組合に精通しております顧問弁護士は必要だと考えております。

ご指摘のございました委託料につきましては、本組合としましては必要なものと考えております。しかしながら、山本議員からのご意見をしっかりと承りますので、ご理解のほどよ

ろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀口陽一君） 山本議員。

○11番（山本秀明君） 11番、山本でございます。

会期の日程を延長していただきまして、議長が答弁調整に入っていたいただいたにもかかわらず、先ほど最終答弁、僕も事前に最終答弁ということでいただいているんですけども、そのお答えが今のおりでございます。非常に残念な答弁だと私は思っております。

そしてまず、今回の議会再開につきまして、31年度の予算執行を控えまして、堀口議長が大変ご尽力いただいたというふうにお聞きしております。本当に感謝申し上げます。本来ならば予算の提案者である管理者側が、議会の理解を得るために行動を起こす、これが普通ではございますが、31年度の予算執行が迫っているにもかかわらず、議会再開に向けた動きが管理者側からなかったというふうに聞いています。この点につきましては、私は管理者側に不信感を抱かざるを得ません。

さて、先ほどの答弁でございますが、今回、傍聴の方も多数おられますので、この質問の流れをまずおさらいしておきたいというふうに思います。予算書13ページ、顧問弁護士委託料104万7,000円、これは1年間の本組合の顧問弁護士料ですが、今年度の実績といたしましては、相談件数が訪問で1回、メールの相談が3回ということで、この委託料につきまして、私は母市でも顧問弁護士の契約しているこの弁護士に、こういう部分はお願ひできないのか。そしてまた、その委託料を、104万7,000円のこの委託料を、もうちょっと、少しダウンしてもらえるような話し合いはできないのかということでお願いしていたわけでございます。

また、この質問をするにおきまして、組合の理事者から前日に私のほうに、こういう答弁をさせていただくということでお話がございました。ご提案いただいている分について、顧問弁護士料の委託を議会のほうから言っていただければ組合としても交渉しやすい。ですので、そういうような質問をやっていただけたらご検討させていただきたいということで、理事者のほうからお電話もいただきました。そしてまた、当日におきまして、ここにその答弁書もあるんですけども、今後の契約のあり方について調査・研究してまいりますと書かれた答弁書もいただいたわけでございます。

しかし、議会での答弁は、弁護士委託料については適正な価格であるということで、契約のあり方についての検討を行わないという内容でございましたので、私はその答弁に対し、適正であることの根拠を求めたところ、弁護士会で定められた最低価格が月8万だというお

答えいただきましたので、泉大津市さんの委託料が1事業所については64万8,000円で委託されていることを例にとりまして、組合側から示された根拠がおかしいのではないかということでも問いかけた答えが、今いただいた答えでございます。

私は、顧問弁護士、これの必要性については、もちろんその重要性ということは認識しておりますし、そのことについてどうこう言うてるわけでもございません。ただ、私の提案した契約の見直し、検討については、今のお答えでは、強いお言葉で言っていたんですけれども、意見として承っておくということで、私は検討したらどうかということをお問うてるわけでもございまして、その部分についてはゼロ回答だというふうに認識しております。時間をかけて答弁調整をした結果が、このような誠意のない答弁であることに対して、残念だというふうに思う感情を通り越しまして、市民の代表として意見し、提言している議員、そして私は、議会の権能に対する軽視であり、議会人として怒りを禁じ得ません。

また、その流れ、また、先日の議会を中断して、議長、副議長、議会運営委員長立ち会いの中で話し合いが持たれた席において、阪口管理者から言われた、私に対しての質問通告、これが遅いことということの指摘もございました。そしてお世話になっている弁護士に費用交渉はできないことを理由に、前の段階におきましても私からの提案に対し一切検討しない姿勢を貫くとともに、あげくの果てにはあなたが別の弁護士探してきたらどうやとか、気に入らなければ予算を否決すればいいなどの発言がございました。この発言につきましては、その後開催されました全員協議会の場においても議長からも報告されたわけですが、私は3市を代表する管理者として適正を欠く発言だというふうに思っております。

このような中で、私の質問はもう一点ございましたが、このような誠意のない答弁が出てくる状況の中では、質疑して答弁もらっても無駄だというふうに思いますので、この分については意見だけ申しておきたいというふうに思います。

この組合議会の銀行からの借り入れ残高、これにつきましては、もう既に答弁書をいただいておりますので、それを言わせていただくんですけども、平成29年度末の残高が13億6,642万4,000円というふうになっておりまして、平均で2.3%というふうになっております。普通は政府系からお借りしたら利率のほうも安いということなんですけれども、このいわゆる銀行系から借りている状況は、今、平均で2.3というふうになっております。

その中で、なぜこういう利率になってくるのか。一定見直しについては、先に借りた分については利率も高いということで、借りかえということもやられているようなんですけども、どうしても、その借りかえやられたとしても、利率のほうは、今、1.55であったり、

1.6%であったりという利率になってきているというふうにお聞きもしております。

私の提案といたしましては、これはなぜこういうふうな利率になってくるのかというのは、指定銀行という中でお願いしているからであります。和泉市においては、2つの指定銀行があるんですけれども、指定銀行から借り入れを起こすということになると、やっぱり1.3とか4とか、そういう数字になってくるわけですが、入札でこれを行えば、0.2%とか、そういう数字の利率となってきております。

それで、和泉市でなぜ指定銀行を採用しているんだということをお聞きすると、和泉市においては、やっぱりその辺のお金の出し入れとか、事務員としては2人、市のほうに派遣していただいている。そしてまた振込手数料もただにしてもらっている分、その分利率が上乘せになってきているんだという話もお聞きしておりますので、当組合については、その専門員さんがここに張りついているわけではなく、ただ、いわゆる振込料については、そういうような形で安くやっていただいている、ただにやっていただいているという部分もあろうかと思うんですけれどもね。和泉市においては3分の1ルールというのがございまして、1つの起債組むときの政府系では対応できない部分については、2つの指定銀行と、それと3分の1が入札で行っているということで、安い利率で借り入れているという状況もございまして、そういう点についてもご検討いただけたらなというふうに、この件については意見しときたいというふうに思います。

それと最後に、この後、本議案の採決が行われると思いますが、私は、その採決には加わらないことにしたいというふうに思います。その理由といたしましては、私の質疑における納得できる議論ができなかったこととありますが、それならば管理者の発言にもあったように、気に入らなければ否決すればいいというような選択肢もあるわけですが、否決した場合の市民生活における、このごみ行政ということは市民生活に密着した行政でございます。これに支障を来すことは明らかですし、安易に感情的に否決することに私は違和感があるからでございます。以上のことを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（堀口陽一君） 今、山本議員からの質問は終了しましたが、阪口管理者から発言の申し出がございまして、これをお受けしたいと思っております。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） まずもって、本当に各母市、3月の大事な予算審議の開催中にもかかわらず、本組合議会を開催させていただきまして、ご参集をいただきましたこと、ま

ことに恐縮に存じます。

先ほど事務局長のほうから、これまでの経過も含め、当泉北環境といたしましての現在の考え方を申し上げさせていただいたわけですが、私といたしましては、今回の山本議員のご意見も踏まえ、この顧問弁護士のあり方につきまして、精査し、調査研究をしてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、先ほどご指摘の前回の議会で、非公式の場とはいえども、私の不適当な発言があったようであれば、これにつきましてもおわびして訂正をさせていただきたいと思えます。いずれにしましても、私どもの事前の調整のおくれということもございまして、議員には不快な思いをさせましたことは非常に恐縮に存じておりまして、議員がこの泉北環境に対しまして、過去よりいろいろとご理解、ご支援、ご協力を賜っておりますこと、非常にありがたく感じておりますし、今回のことでそういう態度ということのお話もあったわけですが、できますれば私のほうがおわびを申しまして、本議案に対しましてもご賛同を賜るべく、よろしくお願い申し上げたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀口陽一君） 他にございませんか。

山本議員。

○11番（山本秀明君） すみません。今、阪口管理者より私の質問に対しての答弁がございました。先ほど最終答弁という形で逢野事務局長からいただいたわけですが、ちょっと答弁のほうは180度変わってきたということもございまして、ちょっと議長におかれましては、暫時休憩していただいて、私もこの採決に参加しないということも申し上げましたので、ちょっと暫時休憩していただいて、今後の取り扱いについて協議という形でしていただきたいというふうに思います。

○議長（堀口陽一君） 山本議員からの申し出に対して、暫時休憩いたします。

（午後2時47分休憩）

（午後3時13分再開）

○議長（堀口陽一君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

山本議員。

○11番（山本秀明君） 11番、山本でございます。

先ほど私の答弁におきまして、本議案の採決については退場させていただく、参加しないということを申し述べさせていただいたんですけれども、先ほど管理者のほうから、私の提案についてしっかりと提案していきたいというご答弁もいただきましたので、本議案の採決

については、先ほどの退席というのを撤回させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀口陽一君） 他にございませんか。

（なしの声あり）

他にないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号、平成31年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

ただし、今議会におかれまして、さまざまな混乱もございましたので、私のほうから議会議員からの意見・要望という形で取り扱いさせていただきます。

意見・要望を申し上げます。泉北環境整備施設組合議会における議会議員の質疑に対して、理事者の考え方を確認した後に、議会議員から意見や要望等を申し上げているところであるが、それぞれの議員の議案等の審議に際し、理事者の考え方や疑問等を失っていくことは議会議員としての責務である。理事者側においても、議員の質疑には誠意を持って答えていただきたい。意見や要望等についても真摯に受けとめ、結果は別として調査研究や検討を行う必要があると考える。

よって、本組合議会は、議会での議員の質疑、意見、要望等に関して、理事者として真摯に受けとめ、調査研究、検討等を進めるとともに、その結果を速やかに議会に報告することを要望いたします。

本組合議会規則第7条の規定により、この時点で本定例会を閉会することについてお諮りいたします。

本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、直ちに閉会したいと存じますが、この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 閉会に当たりまして、議長さんのお許しをいただきまして、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、本当にご多忙な中、本日の定例会 2 日目にご参加をいただきましてありがとうございます。

また、先ほど来、堀口議長さんはじめ議員各位には、いろいろとご苦勞をかけ申し上げました。改めまして深く感謝と御礼を申し上げたいと思います。

また、先ほど議長さんのほうからご指摘いただきましたように、私ども、もちろん正副管理者、また職員一同、この泉北環境整備施設組合の安定した運営に努力していくというのは当然のことですが、それをさらに成果を上げるために、議会諸兄の皆様方のご意見を賜ると、これも非常に貴重なことであるわけであります。その点につきましては、私も改めまして深く反省するとともに、また、今後ともいろんなご意見を賜りたく願う次第でございます。

これから、この組合の課せられたいろいろな課題といたしましては、この施設の老朽化による更新、また広域行政の推進、そしてさらなるごみの減量化及び 4 R の推進など、議会はじめ市民の皆様方のご理解、ご協力、ご支援をいただくことばかりでございます。そういった面では、この議会を通じいろんなご意見をいただきながら、さらにこの組合運営をより発展させていきたいと願っております。

結びになりますが、各母市におかれましてはいろいろ課題もあろうかと思えます。どうかご健勝にてご活躍いただきますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（堀口陽一君） 管理者の挨拶が終わりました。

以上をもちまして、平成31年泉北環境整備施設組合議会第 1 回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3 時19分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 堀 口 陽 一

同 署 名 議 員 溝 口 浩

同 署 名 議 員 辻 本 孔 久